

大阪公立大学教育学会会則

第1章 総則

第1条 本会は大坂公立大学教育学会という。

第2条 本会は教育に関する研究の発展を図り、会員相互の研究交流の促進を目的とする。

第3条 本会は次の所在地におく。

大阪市住吉区杉本 3-3-138 大阪公立大学大学院文学研究科・文学部
大阪公立大学教育学教室

第2章 事業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 年次大会の開催
- 2 研究集会の開催
- 3 機関誌（『教育学論集』）の発行
- 4 共同研究の推進
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育に関する研究に関心をもつものによって組織する。

第6条 会員は年次大会および研究集会に参加し、機関誌においてその研究を発表することができる。

第7条 本会の会員となるには、会員の推薦により申し込むものとする。会員は退会届を提出して退会することができる。

第8条 会員は会費年額 3,000 円（大学院生及び研究生 1,500 円、学部生 1,000 円）を納入しなければならない。連続して 3 年間会費の納入が行われなかった場合、会員としての資格を失うことがある。

第4章 組織及び運営

第9条 本会には次の役員をおく。

会長 1名

理事 10名程度 教育学等大阪公立大学専任教員及び会長任命若干名

事務局幹事 若干名

監査 1名

- 第10条 会長は理事の互選とする。理事は10名程度で、教育学等大阪公立大学専任教員と会長の任命による若干名とする。なお、理事のうち、教育学教室以外の専任教員については、当面の間、教育学教室専任教員の指名とする。会長および理事は、理事会を構成する。常任理事は、教育学等専任教員とし、会長とともに常任理事会を組織する。事務局幹事は理事会の承認を得て会長が委嘱する。監査は総会において選出する。
- 第11条 会長は本会を代表し、諸会議を召集する。会長に事故ある時は常任理事のうちの1名がこれに代わる。
- 第12条 理事会は本会運営上の重要事項について審議する。
- 第13条 常任理事会は会の運営、会務の処理に当たる。
- 第14条 事務局幹事は庶務及び会計を分掌し、会長がこれを総括する。
- 第15条 監査は本会の会計を監査する。
- 第16条 各役員任期は1年とし、会計年度に合わせる。ただし再任は妨げない。
- 第17条 総会は本会の事業及び運営に関する重要事項を審議し、決定する最高の決議機関である。総会は毎年1回これを開く。票決は、総会出席者の過半数によって議決する。委任状は出席者数に加える。

第5章 会計

- 第18条 本会の経費は、会費・寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 設立年月日

- 第20条 本会は、2011年12月3日より設立された「大阪市立大学教育学会」を継承し、2022年4月1日から「大阪公立大学教育学会」として再設立する。

附則

1. 本会則の改正は総会の決議による。
2. 本会則は2011年12月3日より実施する。
3. 2012年12月1日改正（第3条、16条、19条）
4. 2013年12月7日改正（第9条、10条）
5. 2014年12月13日改正（第8条）
6. 2017年12月2日改正（第8条）
7. 2021年4月23日改正（第20条）
8. 2021年12月4日改正（第1条、第3条、第10条、第20条）、2022年4月1日施行
9. 2022年12月3日改正（第9条、第10条、第20条）、2022年12月3日施行
10. 2023年4月28日改正（第9条、第10条）、2024年4月1日施行